

都市計画の変更について

(1) 区域

水戸市

赤塚1丁目, 西原1丁目, 西原3丁目, 上水戸2丁目, 上水戸3丁目, 上水戸4丁目,
梅香1丁目, 宮町1丁目, 常磐町, 三の丸3丁目, 城東1丁目, 城東2丁目, 城東4
丁目, 柳町1丁目, 笠原町, 内原1丁目, 内原町の各一部

千波町字千波山, 字千波原, 字十一軒, 字中山, 字海道付の各一部

大塚町字新堂, 字糺内の各一部

見川町字釜場の一部

(2) 変更する都市計画の内容

①特別用途地区の変更

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 60.0ha	(制限の内容) 特別工業地区内における建築物の 制限は, 建築条例による。
	約 60.0ha	
大規模集客施設制限地区	—	(制限の内容) 大規模集客施設制限地区内におけ る建築物の制限は, 建築条例によ る。
	約 152.0ha	
合 計	約 60.0ha	
	約 212.0ha	

上段：変更前

下段：変更後

②大規模集客施設制限地区制限の内容

劇場, 映画館, 演芸場若しくは観覧場又は店舗, 飲食店, 展示場, 遊技場, 勝馬投票券発
売所, 場外車券売場, 場内車券売場若しくは勝舟投票券販売所でその用途に供する部分
(劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては, 客席の部分に限る。)
の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものの立地を制限する。